

## 平成30年7月豪雨災害支援活動報告

派遣先 広島県坂町税務住民課

所 属 財政局 債権管理室

氏 名 中島 雄二

活動期間 平成30年10月1日～平成30年12月31日

### ① はじめに

西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となった「平成30年7月豪雨」により、坂町では町内各地で河川の氾濫、土砂災害、浸水被害が発生し、この災害で16名の方が犠牲となりました（他に災害関連死2名、行方不明者1名）。

北九州市は、全国市長会を通じて行われた職員派遣要請に応じて、平成30年10月から6ヶ月間、坂町へ2名の職員を派遣することを決定し、派遣希望者の庁内公募を実施しました。

私は、災害派遣の業務内容が固定資産税の減免申請認定、解体家屋の調査、家屋評価の見直し、土地評価業務等であったことから、前職場の固定資産税課土地係での5年間の業務経験を被災地の復興支援に生かすことができるものと思い、庁内公募に応募しました。

そして、派遣期間の前半3ヶ月、10月から12月までの派遣が決定しました。

### ② 坂町の概要

坂町は広島市と呉市の間に位置しており、それぞれの市の中心街まではJR広島呉線、広島呉道路、国道31号により鉄道や車で約20分と利便性の高い町です。

その反面、町域の約半分が山林に占められているため可住地面積は少なく、町の面積は戸畠区と同じくらいの広さですが、人口は約13,000人と自治体の規模は比較的小さく、役場の職員数も100名程度です。

周辺を海と山に囲まれ自然環境に恵まれた町ですが、地勢は平坦な土地が非常に少なく、生活圏は今回の豪雨で被害の大きかった坂地区の中心を流れる総頭川と、小屋浦地区の中心を流れる天地川の流域周辺の丘陵地帯に集中しています。

JR坂駅の北側には、広島湾を埋め立てできた平成ヶ浜地区があり、商業施設や教育施設、マンション、公共施設などが整備された新しい市街地で、派遣先の坂町役場もこの地区にあります。



〈坂町役場〉

### ③ 現地での業務

税務住民課固定資産税係に配属され、係の一員として①豪雨災害で被害を受けた土地及び家屋の今年度の固定資産税の減免業務、②豪雨災害による被害で来年度の見直しが必要となった土地の評価業務、③不動産登記情報の異動に伴う固定資産税システムへの入力業務等を主に行いました。



〈被災直後の町の状況〉

### ④ 現地での活動経過

減免業務は、派遣開始時点で災害発生から既に3ヶ月が経過しており、被災された方からの1,500件を超える罹災申告に対し、早期から支援に入った川崎市を中心に住家の被害認定及び罹災証明書の発行業務はほぼ終えていましたので、この認定結果を基に損害の程度に応じた減免割合を適用する作業となります。

災害による減免は、年4回に分かれた納期のうち、被災した時点で納期末到来である2期以降の税額を対象に、家屋については全壊10割、大規模半壊6割、半壊4割の減免を適用します。

固定資産税システムの家屋課税台帳に、損害の程度の情報を取り込むためのデータを作成する作業で、被害認定の現地調査資料等から減免対象家屋の台帳を特定していくますが、住宅地図や現地写真から特定することが困難なものも多く、災害発生前後の航空写真や、住宅地図、土地の地番図等をパソコン上で重ねて表示できるG I Sを活用してのデータ作成となりました。

また、土地も被害程度に応じて減免を適用しますので、流失や崩落等の被害があった土地を対象に、実際に現地で被害の程度を確認して判定を行いました。

流入した土砂が堆積した土地もたくさんありましたが、堆積は対象外としたため件数は限られました。

減免業務の次に行った来年度に向けた土地の評価見直しでは、河川の氾濫やがけ崩れにより土地の一部が流失や崩落した土地が対象で、評価が下がった事が認められる土地について、被災後の現況で評価の見直しを行いました。



〈小屋浦地区. 天地川〉

川岸沿いの被害が特に大きかった土地では、これまで家が建っていた土地を宅地評価から山林並みの評価に変更したものもあります。

見直し後の評価は固定資産税システムへ入力を行いますが、幸いなことに坂町の固定資産税システムは北九州市と基本同じもので、各々でカスタマイズはされていますが、画面構成や画面遷移、入力画面が大体同じであっため操作に戸惑うことが殆どありませんでした。

派遣期間の終盤では、法務局から受領した不動産の登記済通知書の異動情報について、固定資産税システムへ入力をしました。

登記には、所有権移転や住所変更、地目変更、分筆・合筆等がありますが、地目変更や分筆・合筆については、原則として現地の状況を確認したうえで、必要に応じて新たな評価の入力をしました。

この入力は、災害に関係なく固定資産税係で通常行っている業務ですが、災害が発生してからは固定資産税係では通常業務が完全にストップしていましたので、広島市法務局での登記済通知書の受領から、現地調査、システム入力までを派遣期間終了の直前まで行いました。



〈坂地区. 総頭川〉

## ⑤ 現地での業務で困難であった点や改善すべき点

現地調査では、町の居住圏が比較的コンパクトに集約しているので、道に迷うようなことは殆どませんでしたが、狭い道路が多く運転には気を使いました。

また、車が進入できない場所も多々あり、このような場所では車を停めた後にかなりの距離を歩くこととなりました。

家屋の減免業務で活用したG I Sは、固定資産税の家屋情報と、航空写真や住宅地図の建物の位置が一致するまでは整備されていませんでしたが、今後、これらが整備されて、G I Sの航空写真で見た建物のポイントデータから固定資産税の賦課情報が正確に把握できるようになれば、災害復旧の様々な面で活用ができ、非常に役立つものになると思いました。

## ⑥ 活動を通して印象に残ったこと

派遣開始時点で既に、川や道路に堆積した土砂の撤去はかなり進んでおり、水も引いた状態で、初めは被害の大きさが実感できませんでした。

しかし、調査で町を色々と回ってみると、被害が大きく倒壊した状態のままの家屋、原形はとどめているが土砂が流入したままの家屋、外壁に1階の天井の高さまで水に浸かった痕が残っている家屋等をたくさんみかけました。

また、氾濫した川の周辺では川岸が大きく削られ、川沿いの道路までが流されたところや、川の流れが変わってしまったところもあり、川のいたるところで巨大な土嚢がいくつも積み上げられたままの状態でした。

被害がとても甚大で、復旧にはまだ相当な時間がかかることを、改めて認識させられました。

派遣期間中も急速に河川や道路復旧工事が進められ、個人の住宅も改修工事が始まっていましたが、豪雨被害に対する根本的な対策がなければ、以前と同じ場所に住宅を再建することの難しい土地も少なくありません。

今回、最も被害の大きかった小屋浦地区では、古くからある砂防ダムが決壊したこと、川に大量の土石流が流れ込み、溢れ出した土砂に家ごとのみ込まれたことで多くの被害者を出すこととなりましたが、広島県では大規模な土砂災害を想定し、2年後の完成を目指して新たな砂防ダムの建設設計画を進めているところでした。

その矢先の今回の豪雨で、もし砂防ダムの建設が間に合っていれば被害の状況は全く違っていたかもしれません。

## ⑦ 本市の防災に必要となること

今回の豪雨災害で、坂町役場では職員自身も多くの方が被災者となり、配属された税務住民課でも、多くの方が被災しています。

このような状況にあっても、被災直後から役場全体が災害対応に追われ、他の自治体からの支援に頼らざるを得ない状況となりました。

一方、本市のような職員数の多い政令市では、余程のことがない限り、他の自治体から人的な支援を受け入れる側になる事は無いかもしれません。

しかしながら、実際に大きな災害に遭遇し、災害対応を行った坂町のような自治体の経験は、本市が災害に遭遇した際には十分参考になるものです。

平時より災害発生を想定し、このような自治体から実務レベルで災害対応のノウハウを教授し、具体的な対応をシミュレーションしておくことが大事ではないかと思います。



〈高台より坂地区、平成ヶ浜地区を一望（中央左に坂町役場）〉